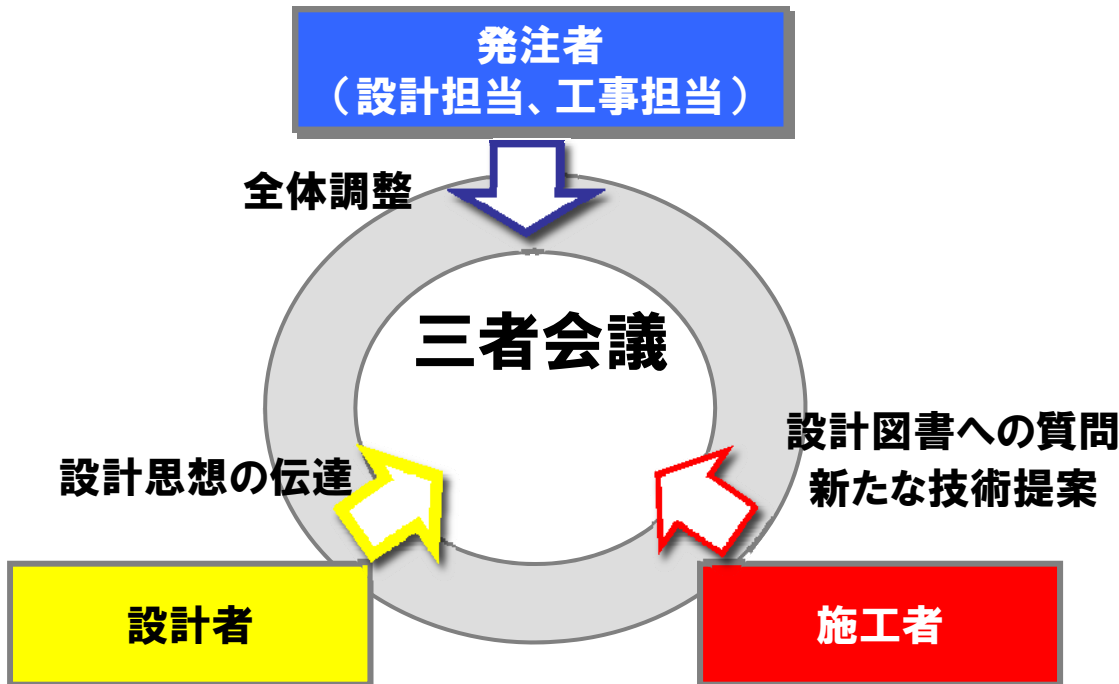


発注者と受注者のコミュニケーション強化

三者会議の取り組み

・三者会議とは、

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み



やりとりの例

- ・設計の考え方の説明（設計者）
- ・照査結果の報告（施工者）
- ・関係機関との調整状況等（発注者）

- 【H12年度】 中国地方整備局において試行
- 【H19年度】 約1,500件で実施
- 【H20年度】 約2,000件で実施
- 【H21年度】 重要構造物全てで実施

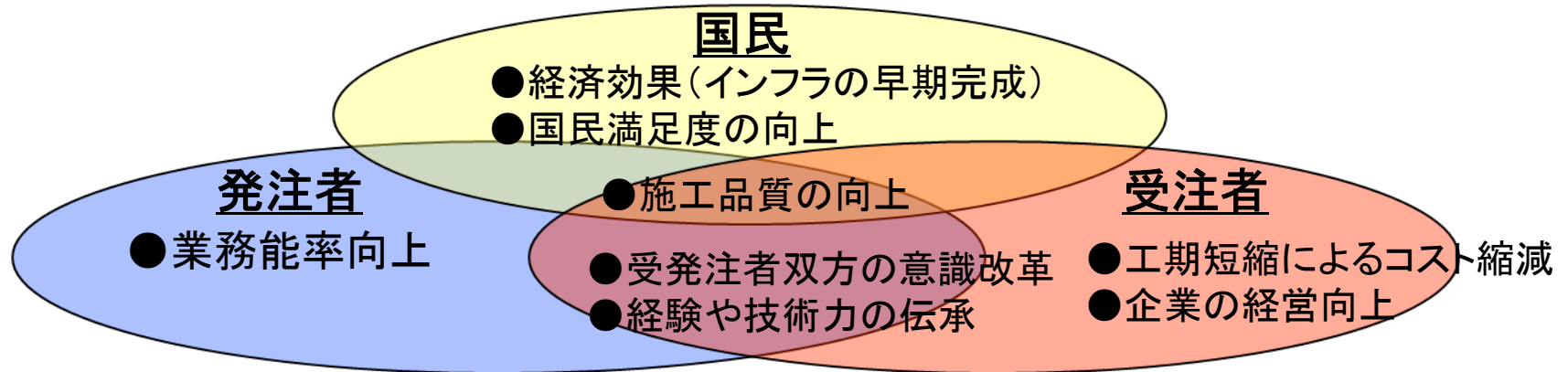
ワンデーレスポンス

・ワンデーレスポンスとは、

工期が1日延びる損失を受発注者で認識し、双方で問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することにより、待ち時間を最低限に抑える取り組み



- 問題認識の明確化(工期が1日延びる損失を相互に認識)
- 発注者と受注者の情報共有(連携強化)



- 【平成18年度】北海道で15件の試行工事を実施
- 【平成19年度】全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ
- 【平成20年度】フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大(約4,000件程度)
- 【平成21年度】全直轄工事で実施予定

設計変更審査会

・設計変更審査会とは、

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み

設計変更審査会

・(技)副所長
・工務課長
・主任監督員
等

・設計変更の妥当性審議
(設計変更ガイドライン活用)
・設計変更手続きに伴う
工事中止の判断等

・現場代理人
・監理技術
者等

設計変更、先行施工承認に
反映

【H17年度】関東地方整備局において試行
【H20年度】全ての整備局等で体制等の整備
【H21年度】工事区分によらず対象にするなど、対象範囲
を拡大



やりとりの例

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

設計変更、工事一時中止ガイドライン

- ・ **設計変更(工事一時中止) ガイドラインとは、**
設計変更(工事一時中止)の取扱いについて、受発注者間の共通の目安を作成することを目的として策定
- ・平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

設計変更ガイドライン記載事例

■設計変更が可能なケース

- ・ 仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- ・ 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

工事一時中止に係るガイドライン記載事例

■発注者の中止指示の責務

- ・ 請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

■中止の指示・通知

- ・ 中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知

■請負代金額又は工期の変更

特記仕様書への位置づけ

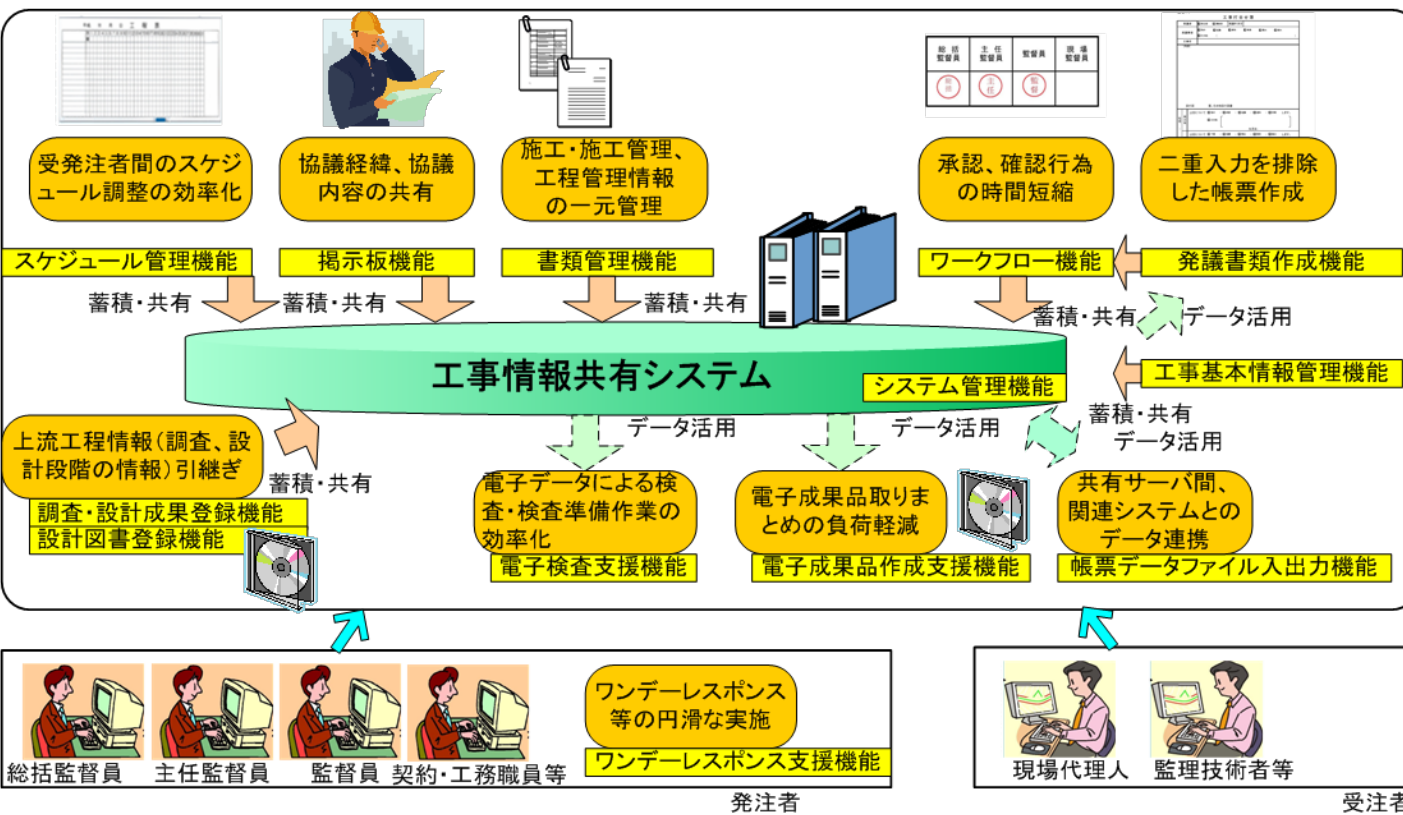
第〇条

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」（国土交通省〇〇地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」（国土交通省）によることとする。

ASPの取り組み

・ASPとは、

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者のことであり、これを活用することにより効率的に情報共有



○平成21年度下半期において、全国約1,000件の工事で試行中

○今後の取り組み

- ・試行工事について、受発注者にアンケート等を実施。
- ・さらに適用の拡大に向け検討



1. 協議、承諾等の行為の効率化

- 1-1 協議、承諾等の行為にあたり、発議し、受付をし、同意等を行う手続きについて、情報共有システムを活用する。
- 1-2 現場で発生した問題等に対して情報共有システムを活用して監督職員がワンデーレスポンスを実施する。
- 1-3 段階確認を机上とした場合、情報共有システムの機能を活用して監督職員が施工管理記録、写真等の確認を行う。

2. 施工管理、工程管理業務の効率化

- 2-1 監督職員と受注者が情報共有システムにスケジュールを入力し、段階確認等の日程調整を行う。
- 2-2 統一帳票様式を情報共有システムに保存し、活用する。

3. 工事進捗状況の共有化

- 3-1 工事書類を情報共有システムに一元的に保存・管理し、監督職員と受注者のパソコンから検索・閲覧する。
- 3-2 工事写真、工程表、工事履行報告書などを情報共有システムに一元的に保存・管理し、事務所内工事関係者が工事進捗状況を共有する。

4. 協議内容の共有化

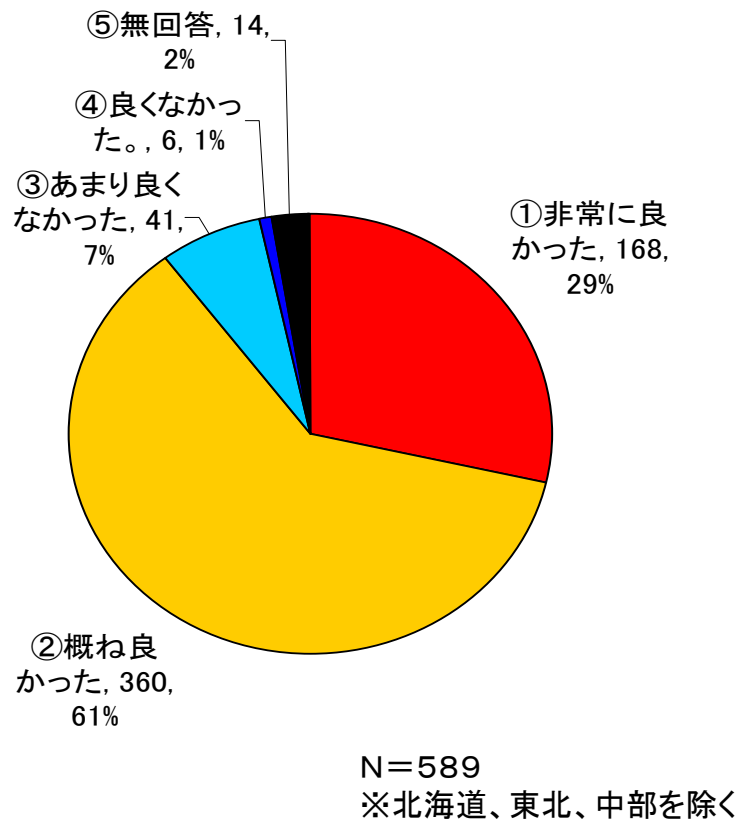
- 4-1 三者会議において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。
- 4-2 設計変更審査会において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。

5. 電子データの利用による検査業務の効率化

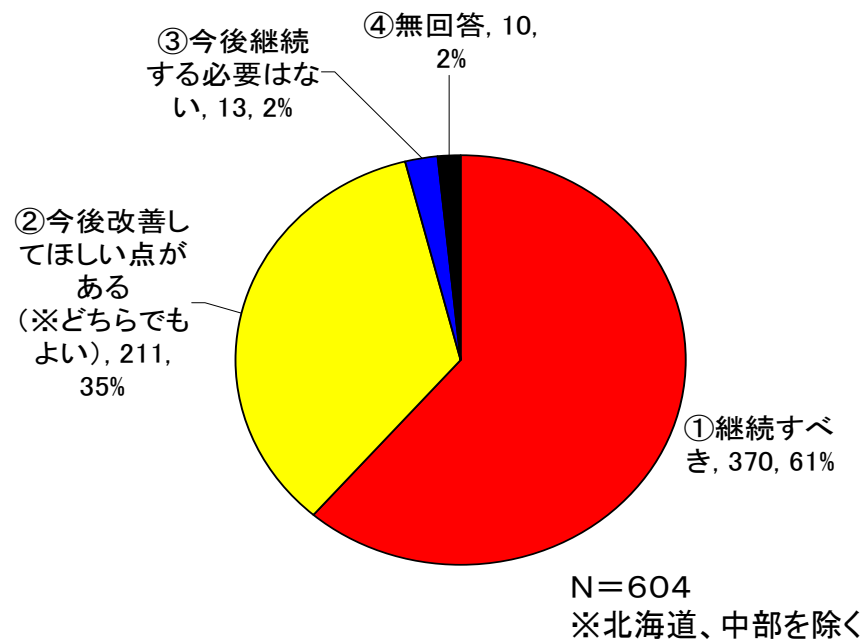
- 5-1 紙の工事書類の簡素化のため、事前協議によって電子又は紙による提出を明確にし、電子で提出された工事書類に対しては情報共有システム内で一元的に保存・管理し、その工事書類を電子検査する。
- 5-2 検査職員が情報共有システム内の工事書類を検査日以前より確認し、検査当時の検査のポイントを事前に把握することで検査を迅速・的確に実施する。

設計変更審査会の取り組みに関するアンケート

1. 「設計変更審査会」に対する評価



2. 「設計変更審査会」の今後のあり方



今後の改善希望があるものの、ほとんどが継続を希望している。

①②合わせて約90%が良かったと回答。

主な改善意見

- ・書類作成に時間を要する。
- ・日程調整に時間を要する。
- ・発注者が現地状況を把握していない。
- ・決定事項が不明確である。

○概要：受発注者間のコミュニケーションの円滑化、生産性の向上を図るため、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」等の取り組みを進めているところであるが、各現場において、より一層の取り組みを推進し、設計変更手続き等の円滑化を図るため、昨年度に引き続き実施する。

○推進期間：平成21年11月24日～12月末日

○重点方針(主な項目)

今年度においては、これまでの取り組みに対する受注者へのアンケート結果などを踏まえ、以下の重点方針のもとに実施

- ・「三者会議」、「ワンデーレスポンス」及び「設計変更審査会」の対象を拡大
- ・会議の定例化やASP等の活用による効率化。
- ・現地状況把握の効率化等に資するため、一部工事において、現場における「設計変更審査会」や「三者会議」の開催を試行
- ・会議資料について、工事書類の簡素化の取り組みの趣旨に基づき、可能な限り、簡素化。

総価契約単価合意方式の検討(1)

1. 背景

- ・双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定等の単価等を、前もって協議して合意しておくことにより、円滑化を図る。
- ・会計検査院から、競争入札により契約した前工事に引き続き、随意契約により行う後工事の予定価格の算定について、単価合意方式等の競争の利益を反映出来る方法を検討するよう、意見もいただいたところ。

2. 対象工事

原則として、全ての土木工事等において実施。(前後工事を含む)

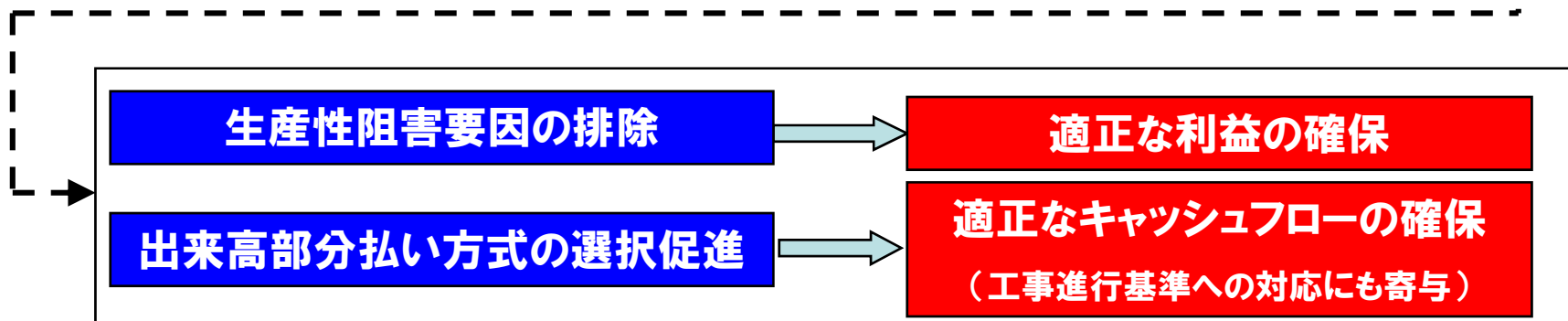
3. 実施方法

- ・単価等を個別に合意する方式(単価個別合意方式)を基本。
ただし、分任支出負担行為担当官の発注工事においては、請負者の希望により、当初契約時の予定価格に対する落札価格の比率を乗じ、単価等を包括的に合意する方式(単価包括合意方式)も可能とする。

総価契約単価合意方式の検討(2)

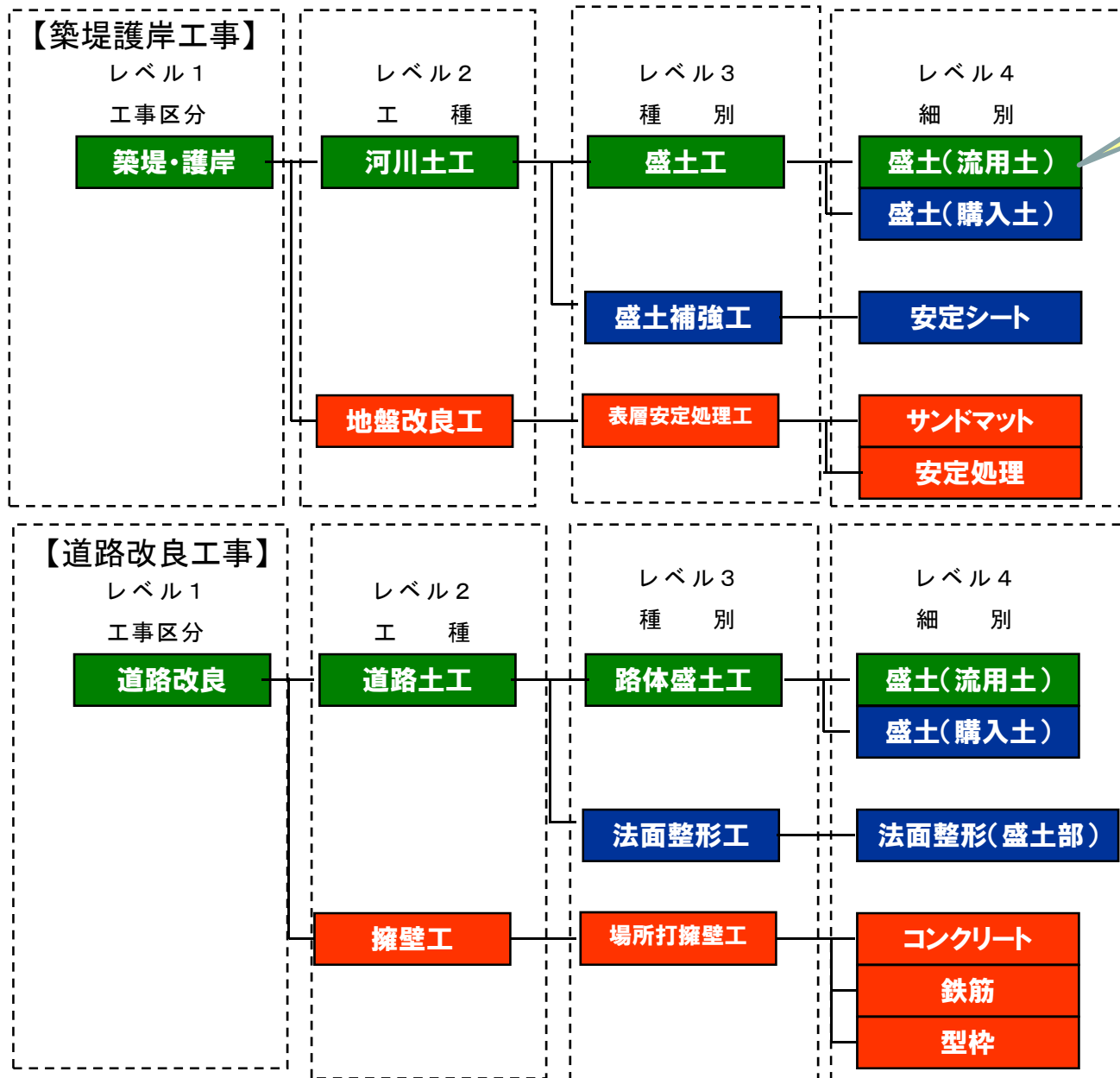
【現状と導入後の比較】

要素	現状	導入後
契約方式	総価で契約	総価で契約 単価で合意(レベル4を想定)
設計変更額算定に用いる単価	当初官積算に基づく単価 片務性の存在	受発注者間で合意した単価 双務性の向上
特徴	請負企業の技術的特性等が 反映されない額となるおそれ 設計変更協議の難航	請負企業の技術的特性等が 反映された額 設計変更協議の円滑化



総価契約単価合意方式の検討(3)

【合意単価等の活用方法】



レベル4(細別)で単価合意

追加工事の
レベルに応じて、
適切に合意単価
を適用